

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会		
事務局 (担当課)		高齢・障害者福祉課 電話042-707-7055 (直通)		
開催日時		令和3年10月22日(金) 午後1時30分～3時		
開催場所		相模原市立環境情報センター2階 学習室		
出席者	委員	7人(別紙のとおり)		
	その他	9人(オブザーバー2人、市関係課職員7人)		
	事務局	7人(市:高齢・障害者福祉課長、他4人 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会:さがみはら成年後見・あんしんセンター所長、他1人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	2人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		1 会長、副会長の互選について 2 権利擁護支援のための地域連携ネットワークについて 3 中核機関の取組について 4 受任調整会議について 5 市民後見人養成・支援事業の見直しについて		

## 議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

### 1 会長、副会長の互選について

「相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会設置要綱」第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により、前場委員が会長に、渋谷委員が副会長に選出された。

### 2 権利擁護支援のための地域連携ネットワークについて

事務局から資料1に基づき説明を行った。

(志方委員) 一次相談窓口に向けた研修会等はだいたい何人くらいを対象としているのか。

(事務局) 現在、コロナ禍ということもあり、10月19日に開催した当該研修会では、各課・機関から代表者1名が出席する形とした。今後、コロナ禍が収束してくれば、参加者の定員を増やしていきたいと考えている。

### 3 中核機関の取組について

事務局から資料2-1、2-2に基づき説明を行った。

(渡邊委員) これまでは、さがみはら成年後見・あんしんセンター（以下「あんしんセンター」という。）の方で、成年後見に関する相談を受けていたと思うが、今後は、市の各高齢・障害者相談課、各保健福祉課や地域包括支援センター、障害者相談支援キーテーション等の一次相談窓口で、まず、成年後見に関する相談を受けるような形になる。一次相談窓口、二次相談窓口（中核機関）の役割等について、市民への周知をどのようにしていくのか。

(事務局) 今までも、成年後見に関する相談窓口の案内は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の広報紙、ホームページ、チラシ、イベント等で周知をしてきたので、今後も、これらの媒体等を活用し、一次相談窓口、二次相談窓口の役割等を周知していきたいと考えている。また、現在、後見人等の支援に関する周知については、家庭裁判所が後見人等に送付する審判書にチラシ（資料2-2）を同封してもらい、二次相談窓口の案内をしている。今後も本協議会における御意見等を伺いながら、様々な方法で周知していきたいと考えている。

(渡邊委員) 市民がたらい回しにならないように、今後も、一次相談窓口と二次相談窓口の役割をしっかりと周知をしていただきたいと考える。

(澤畔委員) 令和2年度は、あんしんセンターの窓口で成年後見に関する相談を405件受けているということだが、そのうち、後見等開始の審判申立てにまで進んでいったケースは何件くらいあったのか。

(事務局) 405件の相談のうち、申立てにまで進んだ件数をすべて把握しきれていないが、405件の相談内容の内訳としては、申立てに関する相談が181件あった。これは、405件の中でも、一番多い相談内容である。具体的には、申立てをどうやればいいのかわからないということから始まり、申立書にどう書いたらいいかわからないなどの相談が多くあった。今後は、少しずつ、このような申立てに関する相談を一次相談窓口が担っていくという形になる。

(小林委員) 後見人等の支援については、どのような支援を想定しているのか伺いたい。例えば、障害のある方の親族後見人が、高齢となり、だんだんと後見人としての能力が低下していて、後見人の業務が遂行できない状況が見受けられる場合の相談が一次相談窓口に来た場合は、二次相談窓口で相談するような形でよいか。

(事務局) 後見人等の支援としては、親族後見人の方で、後見事務が不得手だったり、あまり制度をわからずに後見人をやっていたりする方のサポートというものを想定しているが、今質問のあったケースについても、二次相談窓口が対応を検討し、必要に応じ、受任調整会議に諮り、後任者を選定するなどの流れになるかと考える。

#### 4 受任調整会議について

事務局から資料3-1、3-2、3-3に基づき説明を行った。

(志方委員) 方針決定会議は受任調整相談票(資料3-2)に基づいて、進めていくかと思うが、困難事例対応専門家チームに助言を得た内容については、受任調整相談票に反映されるのか。それとも、別途、用紙を作成するか伺いたい。

(事務局) 困難事例対応専門家チームの助言や途中経過などの情報は、受任調整相談票に追記するような形を考えている。現時点では、別途、用紙を作成することは考えていない。

(澤畔委員) 受任調整相談票の作成及び提出について伺いたい。例えば、ケアマネージャーなどのチームが相談を受けている案件において、受任調整会議に諮るような案件があった場合、一次相談窓口を経て、受任調整会議に諮ることになると思うが、その場合、受任調整相談票の作成及び二次相

談窓口への提出は、チームの方で作成し、提出するのか、それとも、一次相談窓口で作成し、提出するのか。

(事務局) どちらの場合もある。受任調整相談票は、本人をよく知っている支援者に作成してもらうことを前提としているため、一次相談窓口に限らず、チームの方で作成し、提出する場合もある。また、受任調整会議には、本人をよく知っている支援者にも出席してもらい、委員の質疑にも応答してもらうような形としている。

(前場会長) 令和2年度あんしんセンターで受けた405件の相談のうち、申立てに関する相談は181件あったということだが、そのうち、さらに、後見人等の候補者選定の相談に発展する件数はどの程度あると見込んでいるのか。資料3-1を見ると、後見人等の候補者選定の相談を受けてから、候補者を選定するまでの流れが短期間であり、迅速な対応をすることは大変すばらしいことだと思うが、この短期間で対応できる件数を想定しているのか。

(事務局) 実際、どの程度の件数になるのか想定が難しい状況ではあるが、本市よりも人口規模の大きい他市の事例では、毎月1回受任調整会議を開催しても、案件は1件あるかないかということを知っている。受任調整会議に諮る要件をかなり制約してしまったことが要因ではないかとも聞いている。本市においては、できるだけ受任調整会議に諮られていくようなスキームをつくっているところではあるが、最初の時点で、件数が多く出てくることは想定していない。事業を進めていくうちに、件数が増加していくことも考えられるが、その場合は、現在のスキームを変えていくことも考えている。現時点では、今設定しているスキームの中で対応していければよいかと考える。

(前場会長) 了解した。まずは、現在のスキームで対応していき、状況に応じて、使いやすいスキームへの変更を検討していくという考えで、良いかと思う。

(渡邊委員) 受任調整会議に諮る案件については、1件当たり30分程度は議論に時間がかかるかと考える。そうすると、1回の会議で対応できる案件は3件程度かと思う。今後、会議に諮る案件が増えてきた場合、月に1回の会議の開催では対応が難しくなるのではないか。

(事務局) 先ほどお話しした他市の事例ではあるが、今まで、受任調整会議を開催してきて、多い日でも案件は2件だったと聞いている。また、1件当たり30分程度議論していると聞いている。委員の御意見のとおり1回

の会議で対応できる案件は3件程度かと考えている。まずは、月に1回の開催という形で進めていき、今後、件数が増えてきた場合に、どう対応していくかは、本協議会において検討していきたいと考えている。

(渋谷委員) 受任調整会議に諮る案件が多くなっていくことも考えられるが、現在のスキームだと、会議に諮るまでにいろいろと段階を経るので、逆に、件数が少ないため、会議があまり開催されないということもあるかと考える。中核機関の役割として、後見人等の候補者を選定することは非常に重要な位置付けになっているかと思う。せっかく、受任調整会議という委員が意見を出し合う場をつくったのに、会議が開催されないということはもったいないことだと思う。最初は、事例検討という形の開催でもよいので、いろいろと意見を出し合っていけば、会議に諮る案件や会議に諮らなくてもよい案件などの基準ができ、だんだんとノウハウがつくられていくかと思う。最初のうちは、受任調整会議を定期的で開催してもよいのではないかと考える。

## 5 市民後見人養成・支援事業の見直しについて

事務局から資料4に基づき説明を行った。

(米山委員) 市長申立ての件数は一年でどの程度あるのか。

(事務局) 高齢部門については50件程度、障害部門については10件に満たない程度、合わせて60件程度である。

(米山委員) そのうち、何件かを市民後見人が受任している状況なのか。

(事務局) そのとおりである。市民後見人の受任要件としては、市で作成した受任ガイドラインに基づき、本人の財産が多額でない場合や紛争性がない場合など、比較的、難しくない案件に対して、市民後見人を後見人候補者として選定している状況である。また、市長申立ての中でも、虐待がある案件など、なかなか市民後見人では受任が難しいだろうという案件も多いため、市長申立てのすべてを市民後見人が受任できるものではないというのが現状である。

(志方委員) 資料4の具体的な取組の中で「○ 活動支援の充実（モチベーションの維持）」と記載があり、「中核機関が開催する研修に参加。」と記載があるが、どういった研修内容なのか。

(事務局) 資料1の今後のスケジュールの中で示した「一次相談窓口に向けた研修会等」の研修のことであり、必要に応じ、市民後見人も参加してもらえればと考えている。

(志方委員) 一つ提案ではあるが、専門職や市民後見人も含めて、市内で成年後見の活動をされている方を集めて、全体会や研修会のようなものを開催してみてもどうか。各専門職や市民後見人等の活動事例を知ること、こういった案件は、複数後見方式やリレー方式で、市民後見人に受任させることができるかもしれないということを専門職も知ることができるので、すぐには言わないが、開催を検討してほしい。

(事務局) 御提案いただいた全体会のようなものの開催を検討する必要もあるかと考えている。市内には、市民後見人で構成され、活動している団体もあるので、そのような団体の意見も伺いながら検討していきたいと考えている。

(渡邊委員) 令和7年度までに100人の市民後見人候補者養成を目標としているが、これは、今回新しく作成した計画なのか。

(事務局) 新しく作成した計画ではなく、「第2次さがみはら都市経営指針実行計画」に基づく目標である。

(渡邊委員) 市民後見人の受任率が低い中では、市民後見人候補者を養成しても受任する案件が少なく、後見人としての活動がなかなかできないという状況であると、100人を達成することは難しいかと考える。現在の市民後見人の受任要件では、軽易な案件しか受任できなくなっているため、受任率も低くなっているのではないかと思う。市民後見人の資質はもっと高いと思うので、専門職のアドバイスがあれば、受任できるような案件も多くあるかと考える。まずは、受任要件の見直すことが大事なことかと考えているので、検討していただきたい。

(事務局) 御意見のとおりだと思うので、受任できる案件を増やす方法を検討していきたいと考えている。ただ、一方で、現在の市民後見人候補者には、無報酬、かつ、単独受任ができるような案件ということで同意をもらっている状況であるため、改めて、市民後見人が活動している団体等にも意見を伺いながら検討していきたいと考えている。

以上

第1回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議  
会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	前場 俊文	神奈川県弁護士会	会 長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート神奈川県支部	副会長	出席
3	渡邊 幸子	一般社団法人コスモス成年後見サ ポートセンター神奈川県支部		出席
4	米山 智則	東京地方税理士会相模原支部		出席
5	志方 洋一	公益社団法人神奈川県社会福祉士 会		出席
6	小林 麻衣子	社会福祉法人相模原市社会福祉事 業団基幹相談支援センター		出席
7	澤畔 正裕	医療法人社団徳寿会中央地域包括 支援センター		出席